# ア 足 立 区 ア リ ー 地 区 別 計 画

綾瀬·北綾瀬周辺地区編

<概要版>

## 綾瀬・北綾瀬周辺地区のまちづくり

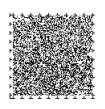
選ばれ続け、 住み続けたい まち 綾瀬・北綾瀬周辺地区では、令和3年に「**綾瀬ゾーンエリアデザイン計画」、** 平成31年に「**北綾瀬ゾーンエリアデザイン計画」を**策定し、それぞれ、 「**選ばれ続け・住み続けたい綾瀬に」「北綾瀬駅周辺の活性化」**をテーマと したまちづくりを進めています。

面的な バリアフリー化 に向けて まちづくりが進む中、高齢者、障がい児・者、子ども、子育て中の方、外 国からの方等が利用する**施設**と、それらの**施設を結ぶ道路等**について**面的なバリアフリー化**を実施する必要性が高まっているため、本計画を策定します。





右のマークは音声コード(UniVoice)です。 専用の読み上げ装置等を使用して、 音声で内容を聞き取ることができます。



## 綾瀬・北綾瀬周辺地区のバリアフリー化の基本的な方針

#### 方針1 面的なバリアフリー化

綾瀬駅及び北綾瀬駅を中心とした徒 歩圏で、特に多くの人が利用する施 設と、施設間を結び回遊性を担保す る道路を対象に、まちの**面的・一体** 的なバリアフリー化を推進します。













# 方針2 バリアフリー化された 歩行空間のネットワーク

綾瀬駅及び北綾瀬駅等から周辺施 設に誰もが円滑に移動できるよう に、バリアフリー化された歩行空 間のネットワークを形成します。



#### 方針3 ソフト面の対応策

施設や道路のバリアフリー 化等のハード面での整備に 加え、接遇や介助水準の向 上を目指すソフト面の対応 策も推進します。

## 対応する 内容

## バリアフリー化の主な内容と整備イメージ



#### バリアフリー化の主な内容

▶ 駅入口からホームま で、バリアフリー化 された経路の確保

#### 具体的な整備例

駅入口からホームまでスムーズに 移動するためのエレベーター



#### バリアフリー化の主な内容

- ▶ 円滑に乗降できる バス停の整備
- ノンステップバス の導入

#### 具体的な整備例

スムーズにバスを乗降するた めの段差のないバス停





# の主な内容

- バリアフリー化 ▶ 円滑に移動できる歩行空間の整備
  - ▶ 無電柱化等の実施
  - ▶ 視覚障がい者誘導用シートやブ ロックの設置

具体的な整備例

歩行者の誰もが自由に移動できるよう、歩道と 車道の段差が少なく境目がわかりやすい道路





バリアフリー化 の主な内容

- ▶ 信号機の改良(音響機能等の改修・整備)
- ▶ 道路標識・標示の補修・整備
- ▶ 違法駐車行為防止の指導取締り

具体的な整備例

音響機能付きの信号機やエスコートゾーンが 設置された横断歩道







- バリアフリー化 ▶ 快適に利用できる公園施設の整備
  - ▶ バリアフリートイレの適正配置とその管理

スムーズに入園するための段差のない出入口や バリアフリートイレ

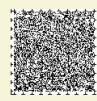




バリアフリー化 の主な内容

▶ 安全かつ円滑に移動や利用が できる施設の整備

歩道から建物入口まで視覚障がい者誘導用 ブロックが設置された建築物



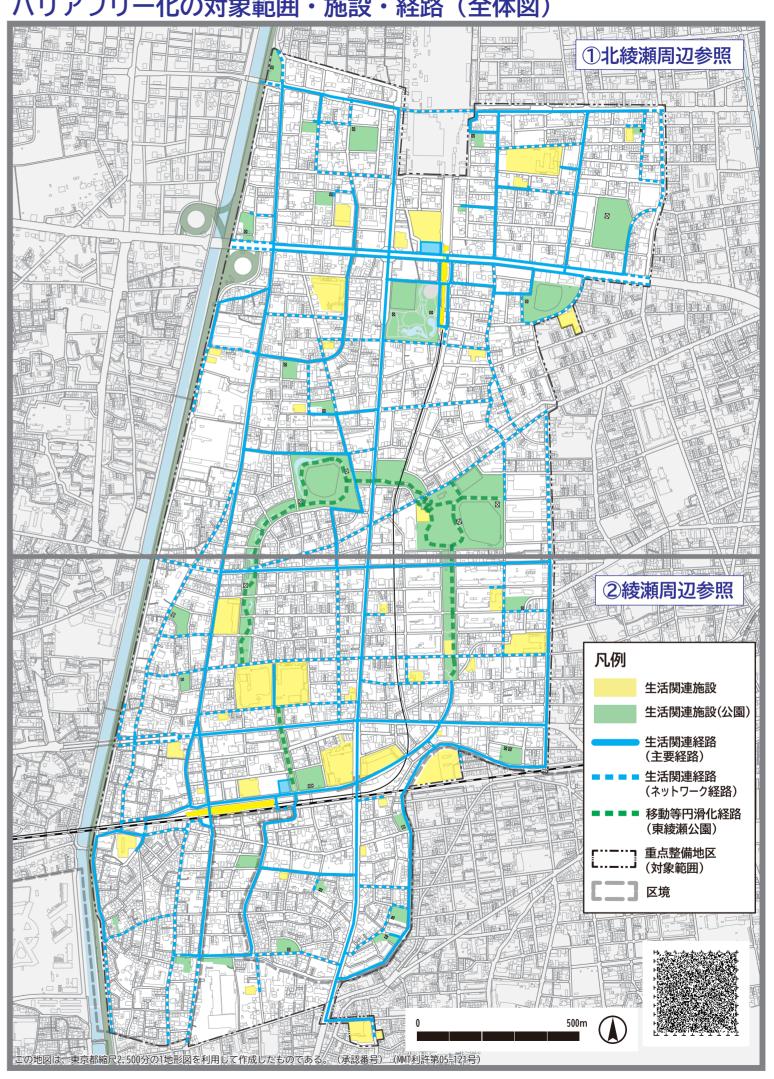


### 「バリアフリー化の主な内容

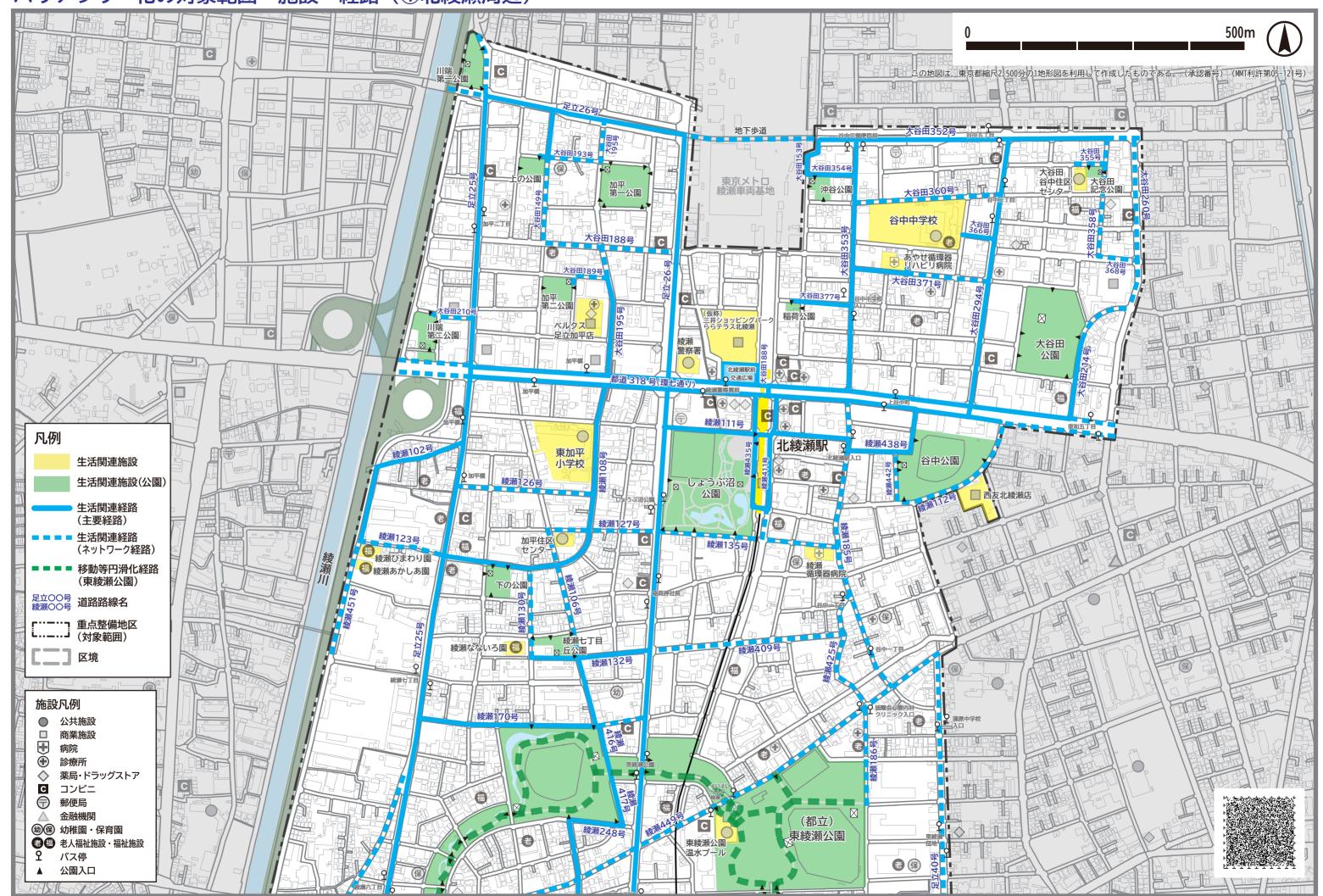
- ▶ 職員・従業員等が、高齢者・障がい者等に対する適切な接遇・介助等を 行うための知識や技術の向上を図るための教育の充実
- ▶ 区民にマナー向上とバリアフリーの理解と協力を求める働きかけを実施

具体的な例 ・事業者が実施する接遇や介助等の研修 ・ユニバーサルデザイン講演会等の実施

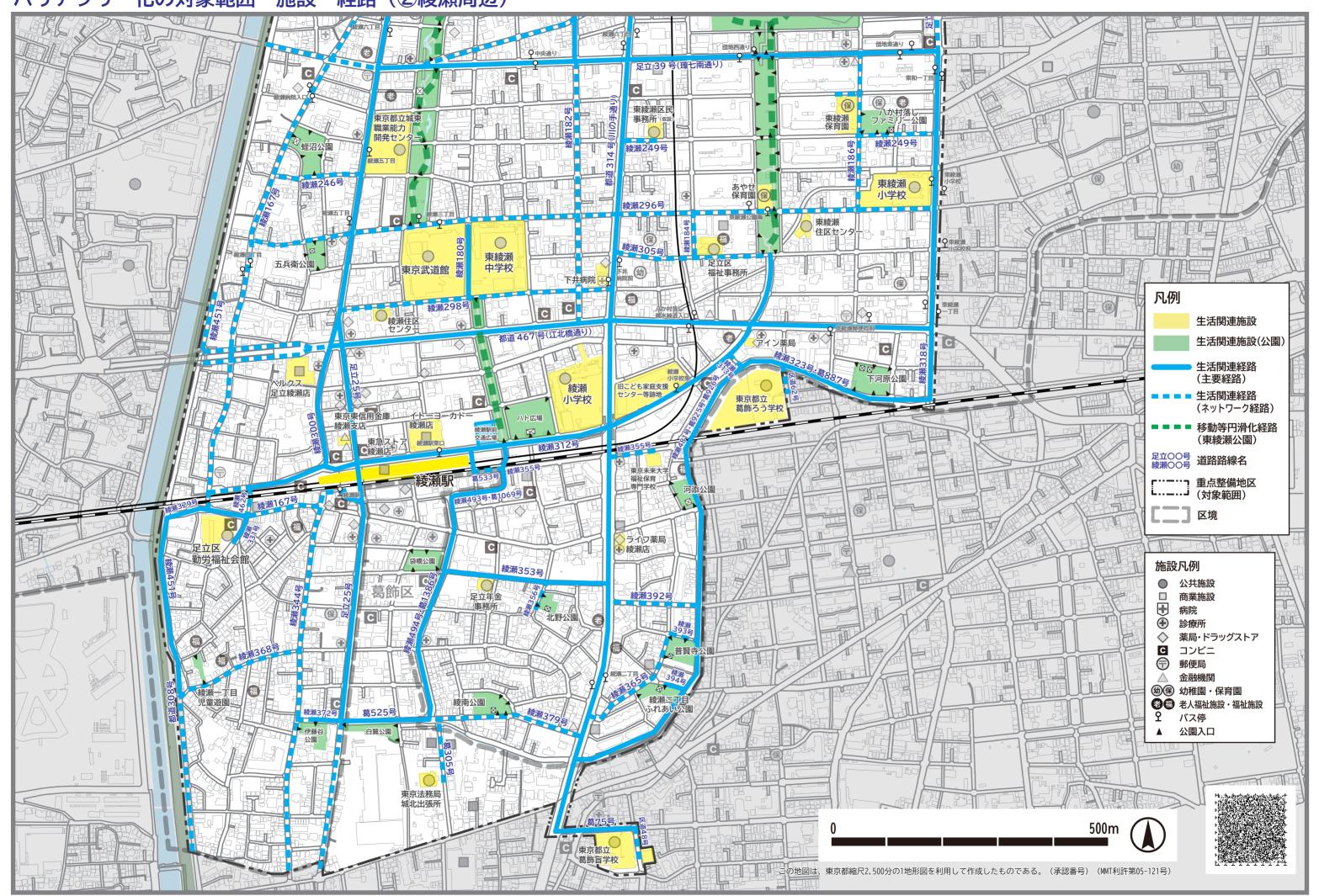
## バリアフリー化の対象範囲・施設・経路(全体図)



## バリアフリー化の対象範囲・施設・経路(①北綾瀬周辺)



# バリアフリー化の対象範囲・施設・経路(②綾瀬周辺)



## バリアフリー地区別計画とは?

足立区では、区全体のバリアフリーに対する基本的な考え方を「足立区バリアフリー推進計画」 としてまとめ、さらに「足立区バリアフリー地区 別計画」の中で、地区内の具体的な策定方針や内容を定めています。

この2つの計画をあわせて、バリアフリー法\*に 基づくバリアフリー基本構想\*と呼んでいます。

地区別計画は区内10地区で策定予定。 令和5年度現在は、5地区で策定済みです。

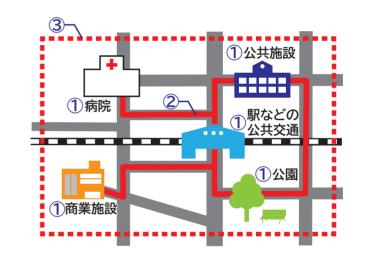
# バリアフリー化の進め方

バリアフリー法に基づき、各地区ごとにバリアフリー化すべき施設、経路とその範囲を右図のように設定し、バリアフリー化を推進します。

- ① 生活関連施設 バリアフリー化の対象となる施設
- ② 生活関連経路 生活関連施設間を結ぶ、バリアフリー化の 対象となる経路
- ③ **重点整備地区** 生活関連施設と生活関連経路で構

生活関連施設と生活関連経路で構成される バリアフリー化を重点的に進める地区





- ※ バリアフリー法
- ※ バリアフリー基本構想

平成18年に施行された「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」をバリアフリー法と呼んでいます。 バリアフリー法では、一定の地区において、公共交通機関、建築物、道路等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進す るため、区市町村が「**バリアフリー基本構想**」を作成するよう努めるものとなっています。

詳しい計画内容をお知りになりたい方は、本計画に関する区のホームページをご覧いただくか、下記の担当課までお問合せください。

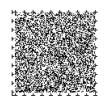
https://www.city.adachi.tokyo.jp/toshi/ayase\_barrierfree\_policies.html



エリアデザイン計画(綾瀬・北綾瀬エリアデザイン)

https://www.city.adachi.tokyo.jp/sesaku/20141106senryaku keikaku/ayase.html





#### (担当課)

足立区 都市建設部 都市建設課

〒120-8510 足立区中央本町1-17-1 電話 03-3880-5768(担当直通)

発行年月:令和6年3月





